

【松山東雲短期大学】

【特例制度】に基づく保育士資格取得のための「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書（特例教科目）」発行について
 — 「幼稚園教諭免許状」及び「実務経験3年以上かつ4,320時間（見込みを含む）」を有する本学卒業生及び科目等履修生へ—

特例制度による特例教科目を保育士養成施設において4科目（8単位）を修得した場合、保育士試験は全科目免除になります。

ただし、過去に本学において保育士養成課程の科目（特例教科目ではなく、通常の養成課程の教科目）を学んでいる場合、特例制度における4科目（8単位）全てを受講する必要がない場合があります。

特例制度における4科目（8単位）を全て修得する必要があるかについては、ご自身で以下の対応表をご確認ください。

なお、本学における単位修得状況がご不明の場合は、事前に「学業成績・単位取得証明書」をお申し込みください。（1通につき200円にて申し受けます）

申込方法は、本学HPの学生生活＞各種証明書の発行をご確認ください。

「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書（特例教科目）」の発行には、1週間程度かかります。余裕をもってお申込みください。

特例制度 対応表

保育士試験科目	特例教科目に対応する告示に定める教科目	(入学年度別)松山東雲短期大学の設置科目名									(参考)本学【特例制度】開講科目名
		2019年度(H31)～ ※平成13年厚生労働省告示 第198号による	2018(H30)～2011(H23) ※平成13年厚生労働省告示 第198号による	2010(H22) ※平成13年厚生労働省告示 第198号による	2009(H21)～2005(H17) ※平成13年厚生労働省告示 第198号による	2004(H16)～2002(H14) ※平成13年厚生労働省告示 第198号による	2001(H13)～1997(H9) ※平成3年厚生労働省告示 第121号による	1996(H8)～1995(H7) ※平成3年厚生労働省告示 第121号による	1994(H6)～1992(H4) ※平成3年厚生労働省告示 第121号による	1991(H3)～1971(S46) ※昭和45年厚生労働省告示 352号による	
社会福祉	社会福祉	社会福祉（講義2）	社会福祉（講義2）	社会福祉（講義2）	社会福祉（講義2）	社会福祉（講義2）	社会福祉Ⅰ（講義2）	社会福祉Ⅰ（講義2）	社会福祉Ⅰ（講義2）	社会福祉Ⅰ（講義2）	福祉と養護（講義2）
社会的養護	社会的養護Ⅰ	社会的養護Ⅰ（講義2）	社会的養護（講義2）	養護原理（講義2）	養護原理（講義2）	養護原理（講義2）	養護原理Ⅰ（講義2）	養護原理Ⅰ（講義2）	養護原理（講義2）	養護原理Ⅰ（講義2）	
子ども家庭福祉	子ども家庭福祉	子ども家庭福祉（講義2）	児童家庭福祉（講義2）	児童福祉（講義2）	児童福祉（講義2）	児童福祉（講義2）	児童福祉（講義2）	児童福祉（講義2）	児童福祉（講義2）	児童福祉（講義2）	子ども家庭支援論（講義2）
	子ども家庭支援論	子ども家庭支援論（講義2）	家庭支援論（講義2）	家族援助論（講義2）	家族援助論（講義2）	家族援助論（講義2）	×	×	×	×	
保育原理	子育て支援	子育て支援（演習1）	保育相談演習（演習1）	社会福祉援助技術Ⅱ（演習1）	社会福祉援助技術Ⅱ（演習1）	社会福祉援助技術（演習2）	社会福祉Ⅱ（演習2）	社会福祉Ⅱ（演習2）	社会福祉Ⅱ（演習2）	社会福祉Ⅱ（演習2）	乳児保育（演習2）
	乳児保育Ⅰ 乳児保育Ⅱ	乳児保育Ⅰ（講義2） 乳児保育Ⅱ（演習1）	乳児保育（演習2）	乳児保育（演習2）	乳児保育（演習2）	乳児保育（演習2）	×	×	×	×	
子どもの保健	子どもの保健	子どもの保健（講義2）	子どもの保健Ⅰ（講義4）	小児保健（講義4）	小児保健（講義4）	小児保健（講義4）	小児保健（講義4）	小児保健（講義4）	小児保健（講義4）	小児保健Ⅰ（講義4）	保健と食と栄養（講義2）
子どもの食と栄養	子どもの食と栄養	子どもの食と栄養（演習2）	子どもの食と栄養（演習2）	小児栄養（演習2）	小児栄養（演習2）	小児栄養（演習2）	×	×	×	×	

【特例制度】については、厚生労働省のホームページをご参照ください。

参照：幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/tokurei.html

特例制度により保育士試験を受験する場合、保育士養成施設において特例教科目の学びをしなくても「保育の心理学」「教育原理」「保育実習理論」及び実技試験「保育実習実技」が免除されます。

特例制度による保育士試験受験期間は、2024(令和6)年度末までの予定です。